

学外研究制度成果報告書

2015年 11月 30日

立命館大学長 殿

所属： 経済 学部/研究科 職名： 教授 氏名： 宮本 十至子 印

(自署または記名・押印)

このたび学外研究を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

研究課題	国境を跨ぐ活動と課税権配分の研究			
種 目	<input type="checkbox"/> 学 内 研 究	<input type="checkbox"/> 国 内 研 究	<input checked="" type="checkbox"/> 国 外 研 究	
区 分 等	<input type="checkbox"/> 一 般	<input type="checkbox"/> 若 手	<input type="checkbox"/> ライフワークバランス	
	<input type="checkbox"/> 役 職 終 了 者 に 対 す る 研 究 回 復 措 置	<input type="checkbox"/> 助 教	<input checked="" type="checkbox"/> 学 外 資 金	
研究期間	2014 年 4 月 1 日 ～ 2015 年 8 月 31 日 (17 カ月間)			
滞在先国名 (複数ある場合は 全て記入してく ださい)	ドイツ		<input checked="" type="checkbox"/> 国外のみ <input type="checkbox"/> 国内のみ <input type="checkbox"/> 国内__ヵ月、国外__ヵ月	
研究日程 概 要	期 間	滞在都市名	研究機関名	
	①	2014 年 4 月 ～ 2015 年 8 月	ミュンヘン	Max-Planck-Institut für Steuerrecht und Öffentliche Finanzen
	②	201 年 月 ～ 201 年 月		
	③	201 年 月 ～ 201 年 月		
	④	201 年 月 ～ 201 年 月		
	⑤	201 年 月 ～ 201 年 月		

1. 実施概要：研究方法や、上記研究日程に即して実施した概要を記述してください。

国境を跨ぐ活動の増加により、各国の課税権の適正配分のあり方が大きな課題となっている。国境を跨ぐ(法人を含む)人の移動によって、日本の適正な課税権の行使が妨げられつつあり、国内税法では、それに対抗する措置がとられてきた。ドイツは、事業用資産の払い出し論を嚆矢に、自国の課税権の喪失に対する解釈論を展開し、対抗措置の導入に至った経緯をもつ。本研究計画は、日独比較、EU の動向の分析から、ドイツにおける課税権の喪失に対する対抗措置の沿革、法的効果及びその問題点を検討し、国境を跨ぐ活動と基本的な課税権配分のあり方を再構成することを目的とする。

ドイツ、ミュンヘンでは、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団の助成を受け、マックス・プランク研究所(MPI)の Schön 教授との共同研究に取り組んだ。2014年4月から2015年8月までマックス・プランク租税研究所の定例の研究会、セミナー及びBEPS コンファレンスの参加、IFA ドイツのバイエルン支部講演会、2014年10月租税法学会研究総会(日本)、2014年10月 IFA ムンバイ総会(インド)、2015年8月 IFA バーゼル総会(スイス)、2014年11月ミラノ・セミナー(イタリア)、2015年6月ストックホルムの BEPS コンファレンス(デンマーク)、2015年6月ミラノ・欧州租税法学会(イタリア)、2015年7月ウィーン経済大学の国際租税法シンポジウム(オーストリア)などに出席し議論した。エラスムス大学(オランダ・ロッテルダム)、ケルン大学(ドイツ)、ブリュッセルの欧州委員会(ベルギー)において、欧州司法裁判所判決、出国課税、BEPS、CCCTB についてヒアリングを行い、EU 税法、国際租税法の知見を深めるとともに、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団ネットワーク会議、年次総会等に参加し、税法分野のみならず異分野との国際的な研究ネットワーク形成に努めた。

さらに、全国銀行学術研究振興財団助成金による「災害に伴う企業再生税制の比較法研究」(2014年9月～2015年)にも取り組んだ。

研究成果の一部は、研究会などで報告し、論文として公表した。

2. 研究成果の概要：研究成果について、概要を記入してください。

本研究テーマは、「国境を跨ぐ活動と課税権配分の研究」であり、本研究成果の一部は、以下の通りである。

第一に、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団の助成を受け、マックス・プランク研究所 (MPI) の Schön 教授との共同研究として、出国課税の日独比較に取り組んだ。本学外研究以前に、個人及び法人の出国税に対する欧州司法裁判所判決や欧州委員会の動向について取り組んできたが、本研究では、法人出国課税の最新の議論をフォローしたうえで、ドイツの 1995 年組織変更税法に定められた出国税規定と一連の欧州司法裁判所判決を類型化し、問題点を指摘した（「組織再編成と出国課税－欧州司法裁判所判決を中心に－」第 52 回関大租税法研究会・第 16 回立命館大学税財政研究会（キャンパスプラザ京都・2014/10/5）にて研究報告、宮本十至子「組織再編成における出国課税と EU 法」立命館経済学第 63 巻第 5・6 号 1-13 頁（2015））。

2015 年 7 月に我が国で国外転出時課税制度が導入されたことから、個人の出国課税制度について日独比較法研究を行い、個人が移動しない非居住者に対する出国課税が日独で導入されていることから、対象資産の範囲、納税猶予、担保の提供、時価の変動、一時的不在、出国税を課税した場合の二重課税の調整措置などについて、両者の比較検討を行った（Toshiko Miyamoto, The Cross-Border Mobility of Persons and Exit Taxes in Japan and Germany Brownbag Lunch of the Max Planck Institute for Tax Law and Public Finance 2015/08/06、ドイツの出国課税の沿革については、宮本十至子「国境を跨ぐ居住地の移転と課税」（経済学会セミナー・2015/11/04）で研究報告、本研究成果の一部については、科研費（基盤研究 (C) の助成をいただいた））。

広義の出国課税としての拡張的制限納税義務を定めた相続税法、財産の所在の齟齬による二重課税の問題については、生命保険・年金に焦点を絞り、EU の議論及び租税条約の分析を行い、調整の方向性を示した（公益財団法人かんぽ財団から研究助成を受け、学外研究前から研究を進めており、「EU における国際相続課税の動向と課題」第 47 回関大租税法研究会・第 15 回立命館大学税財政研究会（キャンパスプラザ京都・2014/05/17）にて研究報告を行い、2014 年に報告書をまとめた）。

国際課税の教科書の改訂にあたり、OECD の BEPS プロジェクトの議論を分析し、納税義務者、出国課税、国際相続の各章の執筆した（村井正編著『入門国際租税法 改訂版』（校正中））。

第二に、関連会社間の機能移転に対する課税を研究するにあたり、まずは移転価格税制の基礎的研究に取り組み、移転価格税制に関する判例評釈を執筆した（宮本十至子「移転価格税制における推定課税規定の適用」速報判例解説 15 号 233-236 頁（2014）、宮本十至子「移転価格税制／独立企業間価格の算定につき寄与度利益分割法を適用した事例」税研 178 号 166-170 頁（2014））。

以上のほか、我が国の消費税率の引き上げに伴い、複数税率の導入が議論されていることから、EU 付加価値税導入国のうち、複数税率を導入していないデンマークの現状を検討した（宮本十至子「単一税率国における導入根拠と低所得者対策の現状－デンマーク－」税研 176 号 53-58 頁（2014））。さらに、固定資産税に関する判例評釈を執筆する機会に恵まれた（宮本十至子「固定資産税における登録価格の適用性」新・判例解説 Watch17 号 237-240 頁（2015））。

氏名

宮本 十至子